

3水管第2072号  
令和3年11月18日

兵庫県知事 殿

農林水産大臣 金子 原二郎

さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群に関する令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群に関する令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めようとしているので、漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第1項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第4項の規定に基づき、通知いたします。

#### 記

さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群に関する令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	定めようとしている都道府県別漁獲可能量（トン）	基本シェア（%）	現行水準の場合の目安数量（トン）
さんま		0.00%	
まあじ	現行水準	0.51%	638
まいわし 太平洋系群			
まいわし 対馬暖流系群	現行水準	0.70%	475

(注記) 基本シェアの算定期間（平成29年から令和元年）の漁獲実績が1トン未満の場合は、配分の対象としない